

令和元年度 第6回天童市農業委員会総会 会議録

令和元年9月13日(金)午前10時 第5回天童市農業委員会総会を天童市農業センターに招集した。

1 出席した委員

1番	遠藤市雄	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
7番	原田洸一郎	17番	細矢幸市
8番	長谷川喜久	18番	佐藤悦雄
9番	片桐久雄	19番	堀越重助
10番	清野貢市		

2 欠員

なし

3 出席した事務局職員

事務局長	武田文敏	事務局長補佐	澤和彦
主任	高橋一成	主事	布施雄基

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事 午前10時 開会

議 長 去る9月9日付け天童市農業委員会告示第10号にて招集しました、令和元年度第6回天童市農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の総会は全員出席ですので直ちに会議を開会します。
日程第3議事録署名委員を指名します。12番、三宅藤義委員、13番、松田康政委員にお願いします。

議 長 日程第4の委員長報告をお願いします。熊澤八弘農地常任委員長。
熊澤委員 8月28日、第1回農地常任委員会を開催しました。内容は新設農家2件、空き家に付属する農地1件及び28～30年までの新設農家18名です。
現場を調査した結果、一名の方の耕作が荒れていましたので、文書を送付しました。今後も注意して見ていきます。

議 長 次に、横山愛広報編集委員長。
横山委員 8月29日に第1回広報編集委員会を開催しました。内容は農委広報第119号と農業まつりについてです。後ほど全員協議会で原稿、広報依頼について説明します。

議 長 日程第5の事務処理報告を事務局よりお願いします。
事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。
(資料に基づき説明)
総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに冬期間からの照会への回答について報告する。
総会資料2～3ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。
総会資料4ページの農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について報告する。
総会資料5ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告する。

議 長 ただいま事務局から報告がありましたが、質問等ありませんか。
(質問なし)

議 長 ないようですので次に進みたいと思います。

議 長 日程第6の議事に入ります。

承認第5号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査についてを上程します。事務局の説明を求めます。

高橋主任 総会資料6ページに基づき説明する。

議 長 事務局から説明ありましたが、質問等ありませんか。

原田委員 2番について確認します。借り人が個人名になっていますが、法人名ではないでしょうか。

議 長 事務局。

高橋主任 正しくは、法人名での解約となります。

布施主事 2番は、原田委員がおっしゃるように法人でサトイモを作っている場所でした。4番及びこの後の議題である集積については、個人として利用するものになります。

議 長 他にありませんか。

熊澤委員 4番は、事務局で説明したとおりです。更生堰は全部個人名で作ってもらっています。

議 長 他にありませんか。

三宅委員 解約した田んぼについてですが、今年の作付はなされていないということと理解してよいのでしょうか。

布施主事 従前地で貸していたものがそのまま残っていた状態になっており、今回売買するにあたって解約する運びとなりました。

熊澤委員 これは全部現在も耕作しております。

片桐委員 三宅委員の質問の趣旨は、ここに今現在稲が生えているかどうかという質問だろうと思います。稲が植えられているとしたら、貸借を解除した場合、誰が刈ってどこに行くのだろうという疑問なのでは。

高橋主任 2番、3番は今現在耕作されております。

片桐委員 6月過ぎから刈取りするまでは売買などは取り扱ってこない経過があります。今回、途中で貸し借りの案件が出たものだからこういう質問が出たものと思います。田植えが終わったら水田はダメと我々が足並みをそろえないと。植わってないという人もいるのだろうと。以前は途中で利用集積したんじゃおかしいじゃないかという質問が多々出たものですけど。

議 長 水田で作付は行っているという場合は、刈取りが終わった後での事務申請で受理するようなことがベストなのかなと思います。他に何か特

別な理由があれば。熊澤委員、何かありますか。

熊澤委員 一般の解約と違い、特別な事情だと思います。事務局は土地改良区と協力して行っており、一般案件とは違いますので考慮していただきたいと思います。

布施主事 今回、補助整備の関係で貸し借りの解約が従前から残っていたということです。

議 長 一般の水田での途中での解約というのはなるべく控えた方がいいと思います。その他ありませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。承認第5号についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、承認第5号について承認することに決定します。

議 長 承認第6号 議決事件の取消願についてを上程します。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料7～8ページに基づいて説明する。

議 長 質問等ありませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。承認第6号についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、承認する事に決定します。

議 長 議第18号 農地法第3条の規定による許可についてを上程します。事務局の説明を求めます。

高橋主任 総会資料9～13ページに基づいて説明する。

議 長 担当農業委員の説明を求めます。1番、齋藤照一委員。

齋藤委員 1番～3番までは、新規農家ということで、9月3日農地常任委員会で現地調査及び事情の聞取り、その後審査ということで、やむなしという結果になった案件です。

議 長 4番、熊澤八弘委員。

熊澤委員 4番は、新設農家とありますが、空き家に付属する農地の売買です。農地はきれいにしていただきたいと伝えています。

議 長 5番、遠藤市雄委員。

遠藤委員 5番は、申請事由のとおりです。

議長 6番、松田康政委員。

松田委員 6番～10番です。山沿いの農地を作っただけということで申請に至っていますが、現場調査した所では、耕作は難儀な場所です。耕作できるかどうかも含めて審議をお願いします。

議長 11番、今野滋委員。

今野委員 11番は、申請事由のとおりです。
12番～16番は新規就農する方です。畑もきれいに耕作されており意欲的な方です。

議長 17番、佐藤善治委員。

佐藤善治委員 17番は、申請事由のとおりです。

議長 先ほど松田委員からお話しありました6番～10番の方について、農協に問い合わせをしましたが、農協との付き合いもなく、営農については不明です。年齢が70歳近く、さらに山中で耕作するのに難儀な場所です。農地として取得しても営農できるのかという疑問が残ります。事務局で補足説明ありますか。

高橋主任 農業委員会に関する法律の第35条に、農業委員会は事務を遂行するため必要がある時は、農地の所有者、農業者その他の関係者に対し出頭を求め、もしくは必要な報告を徴し、又は農業委員、推進委員もしくは職員を農地に立ち入らせて必要な調査をすることができる。という条文があります。
これに伴いまして、こちら一度保留しまして実際に農地を確認し、熊澤農地常任委員長と相談の上、今後の対応を考えていきたいと思えます。

議長 松田委員、よろしいですか。

松田委員 はい。

議長 他に、質問等ありませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。議第18号についてご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 議第18号について異議なしと認め、可決することに決定します。

議長 議第19号 農地法第5条の規定による許可についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

布施主事
議 長
齋藤委員

総会資料（14ページ）に基づいて説明する。

担当農業委員から説明を求めます。1番、齋藤委員。

1番ですが、地図にあるとおり、県道に面している農地です。草が生い茂っている状態です。上限をつけて建物を建てるということですので、法的にも問題ないということで現地でも確認した所です。

議 長
今野委員

2番 今野委員。

2番は、現施設の隣接地に認定こども園を建設するという計画です。現施設に隣接しているということ、周りの方にも承諾書をいただいているということもあって、認可妥当と判断しました。

議 長
松田委員

次に調査会の説明を求めます。松田委員。

9月5日 太田委員と事務局と現地を回りました。先ほど説明があったとおり、県道に面しているものと、既存の幼稚園と認定こども園で承諾を得ているということですので適正と考えております。

議 長

担当農業委員と調査会の農業委員から説明ありましたが、皆さんから質問等ありませんか。

（質問なし）

議 長

お諮りいたします。議第19号についてご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認め、議第19号について可決することと決定します。

議 長

議第20号 令和元年度第5回農用地利用集積計画についてを上程します。事務局の説明を求めます。

高橋主任

総会資料15～23ページに基づいて説明する。

議 長

事務局から説明ありましたが、質問等ありませんか。

（質問なし）

議 長

お諮りいたします。議第20号についてご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認め、議第20号について可決することを決定します。

議 長

議第21号 農地法第3条第2項第5号の規定による空き家に付属した農地の指定についてを上程します。

高橋主任

総会資料24ページに基づいて説明する。

- 議 長 場所の説明をお願いします。
- 布施主事 地図の西側が山形羽入線で東根の大富小学校までつながる道です。北側が倉津川です。その真ん中にある集落です。
- 議 長 私も場所を見ましたが、開けていてとてもいい場所でした。農地が道路から道路まで北から南まで接続していて、非常に条件のいい空き家バンクだなと思いました。その他質問等ありませんか。
- 佐藤善治委員 これは最後に空き家に付属した農地の指定という順序ですが、最初の方にある農地法第3条のところで、最初に空き家バンクによる農地の取得、次に3条での農地の取得という順序であるのが本来ではないでしょうか。
- 議 長 事務局。
- 高橋主任 今後、農地法第3条第2項第5号の規定による空き家に付属した農地の指定の案件が来た場合は、順序も適切に対処したいと思います。
- 議 長 お諮りします。議第21号についてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議第21号について可決することと決定します。
- 議 長 議第22号 農地中間事業に係る農用地利用配分計画案についてを上程します。事務局の説明を求めます。
- 高橋主任 総会資料25ページに基づいて説明する。
- 議 長 この案件の法人について、説明をお願いします。
- 高橋主任 山形市に本拠地を置いている生産法人です。山形市でも営農されていて、天童でも農地を増やしたいということでの取得です。
- 議 長 皆さんから質問等ありませんか。
(質問なし)
- 議 長 お諮りいたします。議第22号についてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議第22号について可決します。

以上をもちまして令和元年度第6回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

(終了 午前11時30分)